# 公益社団法人高知県森と緑の会 こうち山の日推進事業費補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人高知県森と緑の会こうち山の日推進事業費補助金(以下「補助金」 という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

# (補助目的)

第2条 公益社団法人高知県森と緑の会は、「豊かな森林の恵みに感謝し、森林や山を守ることの重要性に対する理解と関心を深め、県民一人ひとりが森林を守る活動に参加し、また自ら行動することによって山を守り育て次代へと引き継いでいく」とした、「こうち山の日」(11月11日)の制定趣旨に沿った普及啓発に資する取組を総合的に支援することを目的として実施する事業(以下「補助事業」という。)に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付する。

## (事業実施主体)

第3条 補助事業を行う者は、市町村、教育委員会、一部事務組合(以下「市町村等」という。)又 は高知県内に事務局等を置く法人若しくは任意団体(以下「団体等」という。)とする。

## (事業内容等及び実施基準)

第4条 補助事業に係る事業内容、補助対象経費及び補助率等は、別表第1のとおりとする。

### (補助事業の募集)

第5条 補助事業の募集等については、別に定める「こうち山の日推進事業費補助金募集要領」 (以下、「募集要領」という。)によるものとする。

#### (補助金の交付申請)

- 第6条 事業実施主体は、別記第1号様式による交付申請書を公益社団法人高知県森と緑の会理事長(以下「理事長」という。)に提出しなければならない。
- 2 前項の規定により補助金の交付申請をするに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除 税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律 第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該 金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合 計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、 申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

#### (補助の条件)

- 第7条 補助金の交付目的を達成するため、事業実施主体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1)補助金に係る法令、規則、この要綱の規定等に従うこと。

- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3)補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに 理事長に報告し、その指示を受けること。
- (4)補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に係る証拠書類とと もに補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (5)補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図ること。
- (6)補助事業の実施に当たっては、募集要領第3応募の要件(8)に該当しないこと及び暴力団等 の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。
- 2 事業実施主体が、補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付決定の内容 又はこれに付された条件若しくは規則、要綱等の規定若しくはこれらに基づく理事長の処分に違 反したときは、理事長は、当該補助金の交付決定の全部又は一部を補助金の額の確定があった後に おいても取り消すことができる。

#### (補助事業の決定)

第8条 補助事業の審査及び選定を厳正かつ公平に行うため、別に定める「こうち山の日推進事業 費補助金選定委員会実施要領」に基づき「こうち山の日推進事業費補助金選定委員会」(以下「選 定委員会」という。)を設置し、募集要領に規定する提出書類を審査したうえで当該補助事業を選 定し、申請者に通知するものとする。

#### (補助事業の変更)

- 第9条 事業実施主体は、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更について理事長の承認を受けようとする場合は、別記第2号様式による補助金変更申請書を理事長に提出しなければならない。
- 2 補助金の変更承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- (1)補助事業の追加、中止又は廃止
- (2)補助対象経費総額の30パーセントを超える減額
- (3)補助金額の増額

#### (概算払)

- 第 10 条 理事長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、事業実施主体に対し補助金の7割以内の額を概算払により支払うことができる。
- 2 事業実施主体は、前項の規定に基づき概算払により補助金の交付を請求するときは、別記第3 号様式による請求書を理事長に提出しなければならない。

#### (実績報告等)

第 11 条 補助金実績報告書の様式は、別記第 4 号様式によるものとし、補助事業が完了した日から 30 日以内又は 2 月末日のいずれか早い日までに、理事長に提出しなければならない。また、補助 金実績報告書には、事業にかかるすべての経費の支払いを証明するレシート等の写しを添付しなければならない。

- 2 事業実施主体は、別記第5号様式による補助金請求書を理事長に提出しなければならない。
- 3 事業実施主体は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、前項の補助金実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 事業実施主体は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第1項の 補助金実績報告書を提出した後、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が 確定したときは、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その減じた額を上回る部 分の金額)を別記第6号様式により速やかに理事長に報告するとともに、当該金額を理事長に返還 しなければならない。

## (補助金の交付)

第 12 条 理事長は、前条の実績報告等が適当と認められるときは、補助金の額を確定し補助金を 交付する。

#### (検査等)

第13条 理事長が必要であると認める場合は、事業実施主体に対して補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な検査を行うことができる。

# (グリーン購入)

第14条 事業実施主体は、事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

#### (情報の公開)

第15条 補助事業又は団体等に関して、「公益社団法人高知県森と緑の会情報公開要綱」に基づく開示請求があった場合は、同要綱第3の3の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

# (個人情報の適正な管理)

第 16 条 事業実施主体は、補助事業を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)等に基づき定められた「高知県個人情報取扱事務委託基準」に準じて実施するものとする。

# (委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則1 この要綱は、平成19年4月16日から施行する。

2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、同日以降もなおその効力を有する。

附則 この要綱は、平成20年4月22日から施行する。 この要綱は、平成21年4月17日から施行する。 附則 この要綱は、平成22年4月26日から施行する。 附則 この要綱は、平成23年4月19日から施行する。 附則 附則 この要綱は、平成24年4月13日から施行する。 附則 この要綱は、平成25年4月12日から施行する。 この要綱は、平成26年4月17日から施行する。 附則 この要綱は、平成27年4月13日から施行する。 附則 この要綱は、平成28年4月26日から施行する。 附則 附則 この要綱は、平成29年4月13日から施行する。 附則 この要綱は、平成30年5月7日から施行する。 この要綱は、平成31年4月16日から施行する。 附則 附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 附則 附則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。 附則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

事業内容及び補助対象経費	補助率等	備考
(1) 事業内容	(1)定額(事業実施主体が市	
ア 森づくり	町村等の場合は、事業実施に	
①間伐	要する経費の2分の1以内)	
②環境整備		
③植栽	(2)補助限度額	
④竹林整備	25万円以内	
イ 木使い		
⑤木工		
⑥木材普及		
ウ 森林体験と教育		
⑦森林体験		
⑧森林環境教育		
(2) 補助対象経費		
①賃金		
②報償費		
③旅費		
④需用費		
⑤役務費		
⑥委託料		
⑦使用料及び賃借料		
(注) 国又は県の他の事業(補助		
事業、委託事業等)、森林環境譲		
与税を活用した市町村の事業、若		
しくは「緑の募金」を活用して助		
成する事業等に採択又は採択予定		
の事業は対象外とする。		